



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 12 月 9 日 (木曜日) 第 262 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1	
○民有林の保安林の指定 (2件) …………… (自然環境課) 1	
○家畜伝染病発生の届出…………… (家畜防疫対策課) 1	
○土砂災害警戒区域の指定 (3件) …………… (砂防課) 2	
公 告	
○土砂災害特別警戒区域の指定 (3件) …………… (砂防課) 2	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 3	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可 (2 件) …………… (“) 3	
○公共測量の終了の通知…………… (管理課) 4	
○落札者等の公告…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 963号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
D・ML五ヶ瀬調剤薬局	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2119-8	令和3年10月31日

宮崎県告示第 964号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字築池2490-1、2490-5、2493

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 965号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不田野字天包1589-19

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 966号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第 166号) 第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西都市	令和3年11月25日

宮崎県告示第 967号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	中川原	I-1-0849	急傾斜地の崩壊
	中川原-新①	I-1-0849-新①	急傾斜地の崩壊
	石代-2	I-1-0925	急傾斜地の崩壊
	下町-1	I-1-3344	急傾斜地の崩壊
	中原	II-1-5725	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 968号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	上中原	01-201-1-043	土石流
	松小路	I-2-0023	急傾斜地の崩壊
	大門-1-新①	II-1-4043-新①	急傾斜地の崩壊
	柳町-1	II-1-4100	急傾斜地の崩壊
	大塚台西3丁目-新③	II-1-4137-新③	急傾斜地の崩壊
	持田3-新①	II-1-4147-新①	急傾斜地の崩壊

	上ノ原-2-新⑦	II-1-4274-新⑦	急傾斜地の崩壊
	上ノ原-2-新⑧	II-1-4274-新⑧	急傾斜地の崩壊
	上ノ原-2-新⑩	II-1-4274-新⑩	急傾斜地の崩壊
	前田-1	III-1-9171	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 969号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日南市	大平-1	II-1-4455	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 970号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	中川原	I-1-0849	急傾斜地の崩壊
	中川原-新①	I-1-0849-新①	急傾斜地の崩壊
	上狩野	I-1-0873	急傾斜地の崩壊
	石代-2	I-1-0925	急傾斜地の崩壊
	下町-1	I-1-3344	急傾斜地の崩壊

中 原	Ⅱ-1-5725	急傾斜地の崩壊
原 田 - 3	Ⅱ-1-5823	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 971号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	片ノ田谷3	01-201-2-023	土 石 流
	上 中 原	01-201-1-043	土 石 流
	三 月 田	01-301-2-002	土 石 流
	浮田-1-新①	I-1-0036-新①	急傾斜地の崩壊
	片ノ田-1	I-1-3046	急傾斜地の崩壊
	松 小 路	I-2-0023	急傾斜地の崩壊
	大門-1-新①	Ⅱ-1-4043-新①	急傾斜地の崩壊
	柳 町 - 1	Ⅱ-1-4100	急傾斜地の崩壊
	大塚台西3丁目-新③	Ⅱ-1-4137-新③	急傾斜地の崩壊
	持田3-新①	Ⅱ-1-4147-新①	急傾斜地の崩壊
	山ノ城3	Ⅱ-1-4207	急傾斜地の崩壊
	三月田-1	Ⅱ-1-4233	急傾斜地の崩壊
	三月田-1-新①	Ⅱ-1-4233-新①	急傾斜地の崩壊
	上ノ原-2-新⑦	Ⅱ-1-4274-新⑦	急傾斜地の崩壊

上ノ原-2-新⑧	Ⅱ-1-4274-新⑧	急傾斜地の崩壊
上ノ原-2-新⑩	Ⅱ-1-4274-新⑩	急傾斜地の崩壊
黒 草 - 4	Ⅱ-2-0324	急傾斜地の崩壊
黒草-4-新①	Ⅱ-2-0324-新①	急傾斜地の崩壊
前 田 - 1	Ⅲ-1-9171	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 972号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日 南 市	大 平 - 1	Ⅱ-1-4455	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、岡富土地改良区(延岡市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	草 野 英 紀	延岡市瀬之口町2丁目2番地2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、大丸土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用

する同法第10条第1項の規定により、保揚枝原土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（2級・3級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業地域
宮崎県児湯郡新富町大字三納代地先外
- 3 作業終了日
令和3年11月10日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度新宮崎県陸上競技場建設主体工事（1工区）
陸上競技場（メインスタンド及びサイドスタンド） 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建 施工部分床面積17,688㎡
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県県土整備部宮籍課
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
清水・都北・下森特定建設工事共同企業体
福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目6番11号
清水建設株式会社九州支店 執行役員支店長 坂尾 彰信
都城市神之山町4866番地2
都北産業株式会社 代表取締役 堀之内 秀樹
都城市神之山町4841番地
株式会社下森建装 代表取締役 下森 大也
- 5 落札金額
7,887,000,000円（税込）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年7月15日